

鷹栖町上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 鷹栖町水道事業及び公共下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鷹栖町上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて必要な調査審議を行い、町長に答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設水道課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月24日から施行する。

(鷹栖町水道料金審議会条例の廃止)

2 鷹栖町水道料金審議会条例(平成13年条例第17号)は、廃止する。

(鷹栖町下水道使用料審議会条例の廃止)

3 鷹栖町下水道使用料審議会条例(平成15年条例第14号)は、廃止する。